

# 中小企業の皆様へ

## 経営改善計画を作って事業を改善させよう!!

認定経営革新等支援機関とは国から認定を受けた税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士などの専門家です。どんなことでも構いません。お気軽に下記までご相談ください。



### 認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業(国の事業)

- 条件変更や新規融資など金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定経営革新等支援機関)の助けを得て実施する経営改善計画策定を支援する事業です。
- 具体的には、認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定費用及びフォローアップ費用につき、**総費用の2/3(上限300万円\*まで)を支援**します。

※ 計画策定支援費用 上限 200万円  
※ 伴走支援費用 上限 100万円  
※ 企業規模に応じて限度があります

#### 利用対象事業者等

- (1) 金融機関の借入れがある中小企業・小規模事業者(個人事業主もOK)  
医療法人(常時雇用300人以下)も対象事業者
- (2) 金融支援を受けられる事業者

金融支援の例

条件変更等		返済金の支払猶予、減額、金利の減免、利息の支払猶予
融資行為	借換融資	同額・増額借換(事実上の借換期間の延長含む)、債務の1本化
	新規融資	新規での実行

#### —こんな方にご利用をお勧めします—

- 金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させる必要があり、
- 必要な売上げや利益を確保できる経営管理をしたい
  - 人件費以外でコスト削減を図りたい
  - 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
  - 業績悪化の根本的な原因を把握したい
  - 経営改善の取り組みを継続的にフォローアップしてほしい

お問合せ先

福岡県中小企業活性化協議会 経営改善支援部門  
(旧：福岡県経営改善支援センター)

〒812-8505 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル 7F  
電話：092-441-1234 FAX：092-292-0255 e-mail：fkaizen@fukuoka-kyogikai.go.jp  
ホームページ：https://keieikaizen.fukuoka-kyogikai.go.jp/

